

町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）の策定について

1 計画策定の背景

2016年6月3日、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援の拡充と、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスの質の確保を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正されました。また、時期を同じくして、発達障がい者の性別、年齢、障害の状況及び生活実態に応じて切れ目なく支援を行うため、発達障害者支援法の一部が改正されました。

これらの法改正の中で、市町村は厚生労働大臣の定める障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針に即した「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

計画には、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、支援の種類ごとの必要な量の見込みを組み込むこととされました。

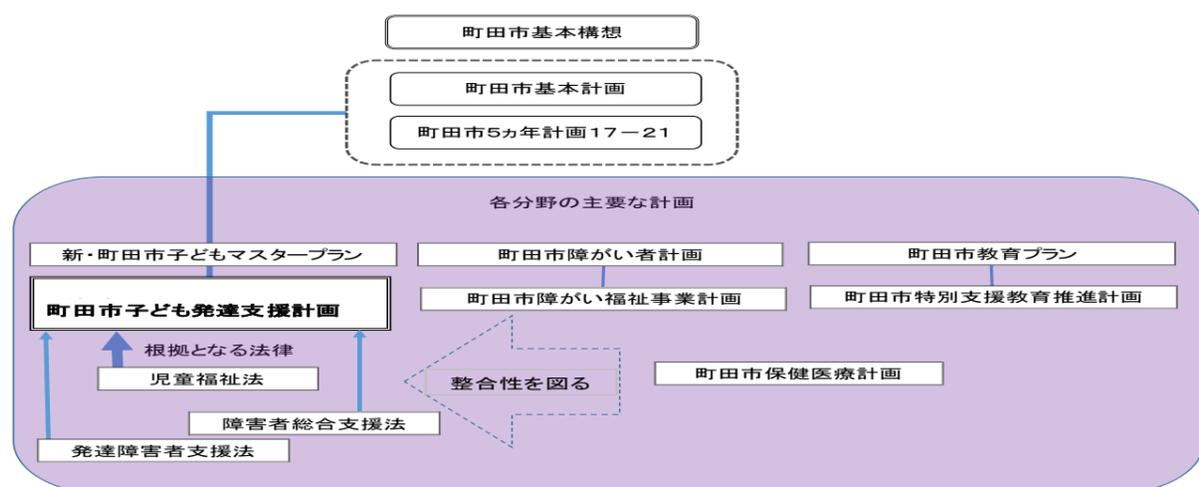
2 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「児童福祉法」で策定が義務付けられた「障害児福祉計画」として策定します。さらに町田市では、障がいの有無が明確でない児童も含めた支援計画とするため、名称を「町田市子ども発達支援計画」とします。

「町田市基本構想」、「町田市基本計画」、「町田市5ヵ年計画17-21」、「新・町田市子どもマスタープラン」を上位計画として策定します。また、「町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画」、「町田市教育プラン」、「町田市特別支援教育推進計画」、「町田市保健医療計画」など、他の関連計画との整合性を図ります。

対象年齢は0～18歳未満とします。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度を初年度とし、2020年度までの3ヵ年とします。

3 計画の基本的な考え方

本計画は基本指針に即し、障がい児の保護者にニーズ調査を行った上で、適切なサービスを提供するために、以下の三点を目的として策定します。

(1) 医療的ケア児と重症心身障がい児の支援を充実します

- 医療的ケア児とその保護者の相談窓口を整備します。
- すみれ教室で医療的ケア児等への対応のために、医療と連携をした体制づくりを進めます。
- 保育園、幼稚園、学校等で医療的ケア児の受け入れを進め、家庭の負担を軽減します。

(2) 発達障がい児を切れ目なく支援します

- 乳幼児期から学齢期まで継続して発達について相談できる体制を整えます。

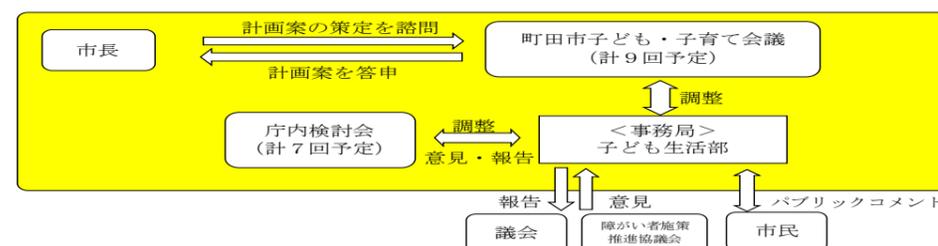
(3) サービス等利用計画の作成を支援します

- 「サービス等利用計画」により一人ひとりに合った計画に基づく給付認定を行っていきます。
- 放課後等デイサービスの運営事業者等と連携し、支援の質を確保します。

4 計画の策定体制

市長が「町田市子ども・子育て会議」に計画案の策定を諮問します。また、他の計画との整合性を図るため、庁内検討会により他の部署と連携します。

計画については、町田市障がい者施策推進協議会の意見聴取、障がい児及び保護者へのニーズ調査、市民に対するパブリックコメントなどにより、広く意見を取り込みます。



【町田市子ども・子育て会議】 委員数：19名（4名追加）

- ◇ 構成員：学識経験者2名、事業者の代表4名、事業の従事者の代表4名、保健医療団体の代表1名、経済系団体の代表1名、公募による保護者3名
- ◇ 臨時委員：学識経験者、障がい者団体、障がい児通所支援に係る事業者、町田の丘学園（各1名）

【庁内検討会】

- ◇ 構成課：すみれ教室、障がい福祉課、保健予防課、教育センター、市民病院医事課、子ども総務課、児童青少年課、保育・幼稚園課、子育て推進課、子ども家庭支援センター

5 策定スケジュール（別紙 資料5）